

令和元年12月9日(月)

## 開会（9：54）

### ○八幡元弘委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例」2件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつをお願いしたい。

### ○高橋副市長

おはようございます。素晴らしい冬晴れの天気になっており、市役所前の松の木もこの土、日で冬支度が出来た。個人的な事だが、マイナンバーカードを3週間ほど前に申請し先ほど受領してきた。国では中々取得率が上がらないということでキャンペーンをやっているが、10月20日現在だが新潟県の平均で取得率が10パーセント、胎内市では9.2パーセントという状況である。この番号カードはすでに導入されてからかなりの月日が経ってきたが、今後さらに社会福祉、税、最近言われている健康保険の証明としても使っていくという流れになっている。今後、益々いろいろなことに使っていくことになると思う。便利にはなるが、機械上のセキュリティーは万全な形でやって行くと思うが、取り扱うのが自治体の職員や、その他関係機関の個人、人間が扱うわけなのでそのあたりの取り扱いは十分注意していく必要があると感じている。本日の案件は、条例改正が2件ということでよろしく審議願いたい。

## 議第100号 胎内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 田部総務課長説明

地方公務員法の一部改正により、令和2年度から特別職非常勤職員の任用要件が専門的な知識経験等に基づき、助言・調査等行う者に厳格化されることから、本市の特別職非常勤職員としての職の整理に係る改正を行うほか、公職選挙法施行令の一部改正により、投票所及び期日前投票所の投票管理者について、交替制が認められたことから、これを適用する場合における報酬の額を定めるもの。特別職非常勤職員としての職の整理に係る改正の主な内容は、区長、社会教育指導員、教育相談センター専任相談員、訪問指導員、交通安全指導員、日直代行員、黒川診療所嘱託医、学校職員健康診断医、就学前健康診断医、予防接種医、成人病検診医、乳幼児健診医、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師、保健推進員、黒川郷土文化伝習館館長、胎内クレーストーン博士の館館長、電気主任技術者嘱託員、ダム

水路主任技術者嘱託員、畜産臭気チェックモニター、地域おこし協力隊員、部活動指導員を特別職非常勤職員から他の任用形態に任用。任用形態としては、嘱託又は委託、法人、個人への委託などを行うこととし、学校医の報酬業務に学校職員の健康診断、就学前健康診断を加え、保育園の常勤嘱託医、常勤歯科医の名称をそれぞれ嘱託医、嘱託歯科医に改めるもの。

## 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

### ○八幡元弘委員長

議第 113 号胎内市立集会所条例の一部を改正する条例の審査に入る前に現地調査を行いその後各議案の審査に入る。そのため会議を休憩する。

(休憩 10 : 00)

つつじが丘交流センターの視察 (つつじが丘)

(再開 : 10 : 40)

## 議第 113 号 胎内市立集会所条例の一部を改正する条例

### 小熊総合政策課長説明

本市に勤務する教職員を優先的に入居させることを目的として設置している、市有住宅のうち、入居需要のなかったつつじが丘 19 号及び同 20 号について地域の要望に応じて、これまで集会施設として貸与していたが、老朽化に伴い市有住宅としては廃止したうえで、改めて地域と学校の交流拠点施設として整備し、市立集会所として位置付けるべく名称を「つつじが丘交流センター」として、本条例に加えるもの。使用料については他の集会所と同様に、利用時間 4 時間以内は千円、これを超える場合は 2 千円、営利目的の利用の場合は 5 千円と定めるもの。設置後の管理については、今年度においては総合政策課で行い、来年度以降に

については他の市立集会所と同様に、地元集落を指定管理者として管理をお願いするもの。

## 質疑

### ○渡辺秀敏委員

現地を見てきたが、感じたことは道路から上がっていくところの階段が少し急で、足腰の悪い人は大変だと思う。利用に制限も出てくると思う。少し脇のところを斜めにするとか、手すり付けるとか何か対策をしたほうがいいと思うがいかがか。

### ○小熊総合政策課長

今後考えていきたい。

### ○羽田野孝子委員

普通だと集落の公会堂は、その地区の方々が市の補助を受けながらお金を集めて建てているが、つつじが丘は市として建てて貸すというのはどういう場合にそうなるのか。

### ○小熊総合政策課長

あくまでもこれは学校と地域の交流施設ということで、つつじが丘に限ったことではなく、その周辺、つくし町や長橋とかの皆さんも共に使うという位置づけで考えている。そういった意味で今回は市費で整備した。

### ○渡辺秀敏委員

他の市立集会所ということで、ここには今回付け加えられたつつじが丘を入れて4つになるが、各集落に集会所があるが別な条例で規定されているのか。

### ○小熊総合政策課長

この条例で定めているのは、鳥坂団地集会所、たけじま地域ふれあいセンター、柴橋地域ふれあいセンターとここにつつじが丘交流センターを加えるわけだが、それ以外の集落にある集会所については公の施設ではないので条例で設置はしていない。

### ○高橋副市長

総合政策課長の答弁は旧中条町の各町内の集会施設については答弁通りだが、旧黒川村の一部の町内にある集会施設については、旧黒川村が建てて貸していたということがあり、現在でも指定管理で町内集落をお願いして管理している集会施設もある。

### ○羽田野孝子委員

条例の8条で、市長が必要と認めた場合は使用料を免除されているが、つつじが丘の集会所も兼ねるといってほとんど無料になるのか。

○小熊総合政策課長

そのようになると思う。また、指定管理者に管理を行わせた場合は、その辺についても指定管理者で判断することになる。

○天木義人委員

今の件だが、指定管理者が使う場合は無料で、他の人が使う場合は有料ということか。それともどういう区分で無料と有料ということで分けているのか。

○小熊総合政策課長

内容的に、公益上必要な場合ということなので、個々の判断になると思う。そのあたりこれは無料とか、これは料金を貰うとかそういったものを定めてはいないが、個々の使用内容に基づいて判断ということになる。

○天木義人委員

それは少しあいまいだと思う。顔の知っている人は無料で、知らない人は有料というのはどうかと思う。その辺明確に、集落の人や学生が使う場合は無料だが、他の人が使う場合は有料とか明確化にして透明性がないと、せっかくお金かけて建てたのに苦情が出ては困るので、明確で透明性のあるものにしてほしい。

○高橋副市長

おっしゃるとおり。例えば、集会施設を書道教室等を使うという場合は当然有料になるし、また、地域コミュニティ醸成のための集会などについては無料になると思うし、今回の整備の目的である開志国際高等学校の生徒と地域の方々が交流するという点についても当然無料になる。そのあたり、ケースバイケースの場合もあるができるだけ明確に使い方については示していきたい。

○桐生清太郎委員

地域の交流施設としてはいい施設ができたと思う。あの施設は私たちのところと違って雪もそれほど降らないと思うが、雪は降ると思う。あの屋根を見たら、雪止めがついていない。さらに指定管理となれば、その辺も懸念されるがどのように考えているか。

○小熊総合政策課長

先ほどのスロープも含め、今ほど桐生委員から話のあった降雪に対する対応も含めて今後

十分使用に支障がないように考えていきたい。

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:52)

## 閉会中の所管事務調査の取扱い

○八幡元弘委員長

当委員会の閉会中の所管事務調査については、どのように取扱いしたらよいか、意見を伺う。

(「なし」との声あり)

○八幡元弘委員長

年末年始あるので、特段の事情がなければなしということでもいいか。

(異議なし)

○八幡元弘委員長

事務局から何かあるか。

○坂井議会事務局長

ありません。

○八幡元弘委員長

その他の案件がないので、以上で閉会する。

閉会 (10:54)